

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく神奈川県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する審査基準の一部改正の概要

1 改正の理由

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年6月5日に公布され、改正後の「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号。以下、「改正法」という。)が令和7年10月1日に施行される。

また、改正法の施行にあたり、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省・厚生労働省関係省令の整備等に関する省令及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令が令和7年6月24日に公布され、改正後の「国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」(平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「住宅セーフティネット法共管省令」という。)及び「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」(平成29年国土交通省令第63号。以下「住宅セーフティネット法単管省令」という。)が令和7年10月1日に施行される。

これに伴い、改正法、住宅セーフティネット法共管省令及び住宅セーフティネット法単管省令で新設された規定を追加するとともに、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 支援業務の実施に関する計画の記載事項の追加
- (2) 債務保証業務及び残置物処理等業務を行う場合の指定基準の追加
- (3) その他所要の改正

3 施行日

令和7年10月1日